

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社長谷工コーポレーション	コード	1808
提出日	2024/6/4	異動(予定)日	2024/6/27
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	一村 一彦	社外取締役	○															△			有
2	長崎 真美	社外取締役	○																○		有
3	小椋 敏勝	社外取締役	○															△			有
4	藤井 晋介	社外取締役	○															△			有
5	伊澤 透	社外取締役	○															△			有
6	福井 義高	社外監査役	○																○		有
7	磯田 光男	社外監査役	○																○		有
8	飯島 信幸	社外監査役	○																○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社と三菱商事㈱及び三菱商事都市開発㈱ならびに㈱アサツーディ・ケイ(現 ㈱ADKマーケティング・ソリューションズ)との取引は、連結売上高の1%以下であります。	三菱商事㈱において、市街地再開発や大型商業開発などの事業を推進した豊富な経験を有していること、三菱商事都市開発㈱の代表取締役として、商業施設を中心とした収益不動産のデベロッパーの経営運営にあたった企業経営者としての豊富な経験・実績を有していること、㈱アサツーディ・ケイの執行役員として、消費者を対象としたビジネスの視点も有していること、社外取締役就任以降も当社のガバナンス強化に多大に寄与していることから、当社経営に資するところが大きいと判断しております。尚、当社と三菱商事㈱、三菱商事都市開発㈱及び㈱アサツーディ・ケイ(現 ㈱ADKマーケティング・ソリューションズ)との取引は、連結売上高の1%以下で、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
2	該当なし	弁護士としての多様な経験と法務全般に関する知見を有していること、当社の主要な事業である建設工事に関する職務にも携わっていること、執行役員として投資法人の業務全般の執行にあたった企業運営上の経験・実績も有していること、社外取締役就任以降も当社のガバナンス強化に多大に寄与していることから、当社経営に資するところが大きいと判断しております。尚、当社と同氏が所属する石井法律事務所との間に顧問契約等はなく、また、当社と同氏が過去に執行役員を務めたいちごグリーンインフラ投資法人、同氏が過去に社外監査役を務めた本多通信工業㈱及び同氏が社外取締役を務める予定の日本航空電子工業㈱との間に取引はなく、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
3	当社と日本電信電話㈱、西日本電信電話㈱、エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ㈱(現 ㈱NTT ExCパートナー)及び日本郵便㈱との取引は、連結売上高の2%未満であります。	西日本電信電話㈱及びエヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ㈱の代表取締役として会社の経営運営にあたり、経営者としての豊富な経験・実績を有していること、社外取締役就任以降も当社のガバナンス強化に多大に寄与していることから、当社経営に資するところが大きいと判断しております。尚、当社と同氏が過去に会長を務めた(一社)電気通信共済会及び(一社)情報通信設備協会、同氏が社外取締役を務める空港施設㈱との取引はなく、日本電信電話㈱、西日本電信電話㈱、エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ㈱及び同氏が社外取締役を務める日本郵便㈱との取引は、連結売上高の2%未満で、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
4	当社と三井物産㈱の取引は、連結売上高の1%以下であります。	三井物産㈱において、グローバルな視点を要する事業を推進した経験を有していること、同社の代表取締役として会社の経営運営にあたり、経営者としての豊富な経験・実績を有していること、社外取締役就任以降も当社のガバナンス強化に多大に寄与していることから、当社経営に資するところが大きいと判断しております。尚、当社と三井物産㈱の取引は、連結売上高の1%以下で、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
5	当社と東日本高速道路㈱、日本生命保険相互会社及び(一財)建設業振興基金との取引は、連結売上高の1%以下であります。	国土交通省の出身で、建設経済局や都市局、国土計画局等において職務を歴任、退職後も(一財)建設業振興基金の業務に従事するなど建設業に関する幅広い見識を有していること、東京不動産信用保証㈱の代表取締役として保証会社の経営運営にあたり、経営者としても豊富な経験・実績を有していることから、当社経営に資するところが大きいと判断しております。尚、当社と同氏が過去に代表取締役を務めた東京不動産信用保証㈱との取引はなく、同氏が過去に勤めた東日本高速道路㈱、同氏が過去に顧問を務めた日本生命保険相互会社及び同氏が過去に専務理事を務めた(一財)建設業振興基金との取引は、連結売上高の1%以下で、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
6	該当なし	青山学院大学大学院において会計制度・情報の経済分析の教授であり、財務及び会計についての高度な知見を有していることから、専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。尚、当社と青山学院大学及び同大学院との間に取引はなく、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
7	該当なし	弁護士としての法律に関する専門知識を活かし専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。尚、当社と同氏が所属する弁護士法人三宅法律事務所との間に顧問契約等はなく、また、同氏が社外取締役を務める㈱モリタホールディングスとの間に取引はなく、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
8	該当なし	税理士の資格を有し、産業能率大学の租税法の教授であり、税務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。尚、当社と産業能率大学及び同氏が社外監査役を務める正栄食品工業㈱との間に取引はなく、当社の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。

4. 補足説明

当社は、独立役員資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【社外役員の独立性要件】

社外役員候補者本人及び本人が帰属する企業・団体と長谷工グループ（注）との間に、下記の独立性要件を設ける。なお、社外役員は、下記に定める独立性要件を就任後も維持し、新たに主要な役職に就任した場合は、本独立性要件に基づき、独立性について再度検証する。

1. 現在長谷工グループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人でなく、過去10年間に於いても長谷工グループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人であったことがないこと
2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、長谷工グループの大株主（*）もしくは長谷工グループが大株主である株の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことがないこと

（*）大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう。

3. 長谷工グループの主要な取引先企業（*）の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと

（*）主要な取引先企業とは、直前事業年度および過去3事業年度における長谷工グループとの経常取引の支払額または受取額が、長谷工グループまたは取引先（その親会社および重要な子会社を含む）の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。

なお、競争入札による不動産の取得は、経常取引には該当しないものとするが、当該取引があった場合は、当該取引があったことを有価証券報告書にて開示する。

4. 長谷工グループの主要な借入先企業（*）の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと

（*）主要な借入先企業とは、長谷工グループが借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が直前事業年度末において、長谷工グループまたは当該金融機関の連結総資産の2%以上を占めている金融機関をいう。

5. 長谷工グループから多額の寄付（*）を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと

（*）多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。

6. 長谷工グループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣していないこと

7. 過去5年間のいずれかの事業年度において、長谷工グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士または長谷工グループと顧問契約のある弁護士ならびに長谷工グループと顧問契約のある法律事務所所属する弁護士であったことがないこと

8. 長谷工グループから役員報酬以外に、多額の金銭（*）その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと（財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合には、団体に所属する者でないこと）

（*）多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。

9. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者でないこと

（1）長谷工グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人（*）

（2）過去5年間のいずれかの事業年度において、長谷工グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者

（3）上記2. から7. で就任を制限している対象者

（*）重要な使用人とは、執行役員職以上の使用人をいう。但し、㈱長谷工コーポレーションにおいては、部長職以上の使用人をいう。

10. その他、社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと

注：長谷工グループとは、㈱長谷工コーポレーションおよび㈱長谷工コーポレーションの子会社とする。

※1 社外役員のうち、独立役員資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。